

一般社団法人日本地球化学会
会計管理規程

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人日本地球化学会(以下「本会」とする)の会計に関する業務の適正かつ効率的な運営を図り、会計を適切に管理することを目的とする。

(構成)

第 2 条 本会の会計は、次の各号に掲げる収入を取り扱う。

1. 会費
2. 刊行物売り上げ
3. 寄付金
4. 基金
5. 科学研究費補助金
6. その他の収入

(事業年度)

第 3 条 本会の事業年度は、毎年 8 月 1 日に始まり、翌年 7 月 31 日に終わる。

(管理)

第 4 条 本会の会計は、理事会の承認のもと、適正かつ正確に管理する。

(会計の原則)

第 5 条 本会の会計は、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

1. 会計簿は、正しく記帳すること。
2. 貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
3. 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業計画及び予算)

第 6 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに作成し、理事会の承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第 7 条 本会の事業報告、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得て、総会の議決を経なけ

ればならない。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

本規程は、2019年9月16日より施行する。